

家族心理学研究 編集委員会規約

(趣旨)

第1条 日本家族心理学が出版する2種の定期刊行物の編集を行うために、家族心理学研究編集委員会及び家族心理学年報編集委員会を置く。

(組織)

第2条 家族心理学研究編集委員会（以下委員会）は、委員長、副委員長、常任編集委員、編集委員で構成される。

- 2 委員長、副委員長、委員は常任理事会で選び、学会長が委嘱する。
- 3 委員長、副委員長の任期は役員と同じく3年とする。
- 4 常任編集委員、委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(任務)

第3条 委員長は、委員会の業務を統括する。副委員長は、委員長の補佐をし、委員長が不在のときには委員長の代理を務める。

- 2 常任編集委員、編集委員は、第6条で定める編集作業の職務を担当する。

(開催)

第4条 委員会は委員長が招集して開催する。

(議事)

第5条 委員会は、過半数の委員の出席がなければならない。

- 2 委員会は、出席委員の過半数で議決する。

(職務)

第6条 委員会は、家族心理学研究の編集に関する次の事項を審議し、処理する。編集業務の詳細は家族心理学研究編集委員会編集規定に定める。

- (1) 家族心理学研究の編集に関すること
- (2) その他、必要な事業に関すること

(改定)

第7条 この規約の改定は、理事会、総会で承認を得るものとする。

付則

1. 本規約は、2010年8月21日より施行する。